

平成30年度

富士見市商店街空き店舗出店支援事業補助金

受付期間

- 平成30年4月2日から予算終了まで

補助金額

- 補助限度額 1件につき90万円まで（改装費：30万円 賃借料：60万円）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間
店舗の内外装の改修等に係る経費	1/3以内	30万円	初年度のみ1回
店舗賃借料（敷金・礼金を除く）	1/2以内	5万円/月	12か月間以内

※賃借料のうち会計年度を超える月の補助については、翌会計年度の予算状況によって交付を決定します（ご要望に添えないこともございますので予めご了承ください）

補助対象者

- 富士見市内の商店会等（商店街振興組合、事業協同組合、任意団体）
- 新規出店者（個人又は法人）※ただし、出店区域の商店会（商店会が存在しない地域においては富士見市商工会）の推薦が必要です。

補助対象事業

- 商店会等が実施する共同事業
- 新規出店者が行う小売業、飲食業又はサービス業
- その他商店街等又は新規出店者が行う事業であって、商店街におけるにぎわいの創出に寄与すると市長が認めるもの

補助対象物件

- 商店会区域内の空き店舗 ※ただし、3か月以上継続して空き店舗となっているもの
- 大規模小売店舗立地法の対象となる施設内のテナントでないもの
- 店舗部分が1階部分又は2階部分にあるもの
- 店舗兼住宅の場合は、住宅部分と店舗部分が明確に分離できるもの

申請書類等

※必ず事業を開始する前に産業振興課に申請してください。

【申請に必要な書類】（※様式は富士見市 HP からダウンロードできます）

- ① 富士見市商店街空き店舗出店支援事業補助金申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- ③ 改修工事等に係る見積書の写し、店舗案内図、図面、現況写真等
- ④ 賃貸借契約書の写し
- ⑤ 出店区域の商店会の推薦書（様式第3号）※新規出店者の場合



【お問い合わせ先】富士見市産業振興課 商工労政係 Tel:049-251-2711（内線253）

Email: seikatsu@city.fujimi.saitama.jp